

		改正後
配偶者控除、同一生計配偶者および扶養親族の合計所得要件		合計所得金額48万円以下 (給与収入のみの場合は103万円以下)
配偶者特別控除にかかる合計所得要件		合計所得金額48万円超 133万円以下
勤労学生控除の合計所得要件		合計所得金額75万円以下
家内労働者の経費特例		上限55万円
障害者、未成年、ひとり親、寡婦に対する非課税所得要件		合計所得金額135万円以下
均等割の非課税限度額の 合計所得金額	同一生計配偶者および 扶養親族のない方	合計所得金額28万円+10万円以下
	同一生計配偶者および 扶養親族のある方	合計所得金額28万円× 人数(配偶者および扶養親族+1) +16万8000円+10万円以下
所得割の非課税限度額の 総所得金額	同一生計配偶者および 扶養親族のない方	総所得金額等35万円+10万円以下
	同一生計配偶者および 扶養親族のある方	総所得金額等35万円× 人数(配偶者および扶養親族+1) +32万円+10万円以下

参考

配偶者控除(令和2年分以降)

配偶者の所得金額	控除を受ける者の所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円以下	33万円 ※老人控除対象配偶者は38万円	22万円 ※老人控除対象配偶者は26万円	11万円 ※老人控除対象配偶者は13万円

老人控除対象配偶者は

配偶者特別控除(令和2年分以降)

配偶者の所得金額	控除を受ける者の所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円